

定 款

スターシーズ株式会社

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、スターシーズ株式会社と称し、英文では Star seeds Co.,Ltd.と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むこと、並びに次の事業を営む会社その他の法人等の株式又は持分を保有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理することを目的とする。

- (1) 衣料品、服飾品及び繊維原材料の製造、加工及び販売
- (2) 次の商品の販売
 - イ．貴金属、宝飾品、化粧品、袋物、はき物
 - ロ．家具調度品、室内装飾品、寝具類、日用雑貨、食料品
 - ハ．美術工芸品、文具、書籍、楽器、スポーツ用品、室内遊戯品、自動車用部品・付属品、自転車、玩具
- (3) 前二号に掲げる商品の賃貸、輸出入及び企画並びにそのデザインの利用権、複製権等著作権の賃貸及び売買
- (4) 不動産、店舗設備、什器備品の売買、賃貸、管理及びこれらの仲介並びに内装設計の請負
- (5) 遊技施設、文化・スポーツ教室、プレイガイド及び喫茶・食堂の経営
- (6) 前各号の業務に関する業務委託及び経営指導
- (7) 損害保険・賠償責任保険の代理業及び生命保険の募集に関する業務並びに有価証券の投資及び運用
- (8) 経営に関するコンサルティング業務
- (9) AI（人工知能）を用いた製品及びサービスの企画、設計、開発、販売、運用、保守業務並びに付随するコンサルティング業務
- (10) 人工知能技術開発に資する産学連携推進に関連する業務
- (11) コンピューターソフトウェアの企画、開発、制作、販売、賃貸及び保守業務並びに付随するコンサルティング業務
- (12) 労働者派遣業務
- (13) GX（グリーントランスフォーメーション）に関するサービスの提供及びコンサルティング業務
- (14) 電力の売買及び排出量取引に関する業務
- (15) 古物営業法に基づく古物商及び中古衣類の売買

- (16) 紳士服・婦人服・子供服の卸及び販売並びに販売代行
- (17) 紳士服・婦人服・子供服のデザインの企画並びに製造
- (18) 衣料雑貨品・靴・鞆・服飾アクセサリー・装身具の卸及び販売並びに販売代行
- (19) 衣料雑貨品・靴・鞆・服飾アクセサリー・装身具のデザインの企画並びに製造
- (20) リビング商品・バス、トイレタリー用品等のインテリア用品・家具及び日用雑貨品の企画、製造、その卸及び販売
- (21) 雑誌等各種出版物の企画、製作及び販売並びに輸出入
- (22) 上記(16)～(21)号の商品に関する特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権及びノウハウの使用権及び実施権の取得並びに再使用権及び再実施権の許諾
- (23) 飲食店の経営
- (24) 不動産の売買・賃貸管理及びこれらの仲介業務
- (25) 楽器の販売及びリース業
- (26) 雑貨及び楽器の通信販売
- (27) 古物営業法に基づく古物商
- (28) 中古衣類の販売
- (29) 電子商取引サイト、その他各種ウェブサイトの企画、制作、運営及び管理
- (30) 電子商取引及び電子決済システムの企画、開発、設計、製造、販売、賃貸及び運用
- (31) インターネットを利用した各情報提供サービス業務及び販売のあつせんに関する業務
- (32) インターネットを利用した広告業及び広告代理業
- (33) 古物の売買及び委託販売
- (34) 各種商品の企画、製造、販売、卸売、小売及びアフターメンテナンス業務
- (35) 各種商品の売買の代理業、問屋業、仲立業及び輸出貿易業
- (36) 割賦販売法による前払式特定取引及び信用購入あつせんに関する業務
- (37) 酒類の輸出入、卸売り及び販売
- (38) (29)～(37)号に定める業務に関するコンサルティング業務
- (39) ビルメンテナンス
- (40) 消防設備工事業及び消防設備の保守・点検、並びに消防用具の販売
- (41) ガソリン、灯油、重油、軽油、水等の地下タンクの点検業務

- (42) 警備業
- (43) 電気工事業
- (44) 管工事業
- (45) 労働者派遣事業
- (46) 建築物飲料水貯水槽清掃業
- (47) 建築物ねずみ・こん虫等防除業
- (48) 給食業務
- (49) 一般日用品雑貨の販売
- (50) 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業
- (51) 介護保険法に基づく介護予防地域密着型サービス事業
- (52) 介護保険法に基づく居宅介護支援事業
- (53) 介護保険法に基づく居宅サービス事業
- (54) 介護保険法に基づく介護予防サービス事業
- (55) 介護保険法に基づく認知症対応型共同生活介護事業
- (56) 介護保険法に基づく介護予防認知症対応型共同生活介護事業
- (57) 介護保険法に基づく小規模多機能型居宅介護事業
- (58) 介護保険法に基づく介護予防小規模多機能型居宅介護事業
- (59) 有料老人ホームの経営
- (60) 障害者及び高齢者等のショートステイ施設の経営
- (61) 日常生活支援総合事業
- (62) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一切の事業
- (63) 車いす、電動ベッド、床ずれ防止マット、身体障害者用寝巻、紙おむつ、腰掛便座、入浴補助用具、簡易浴槽、特殊尿器、移動用リフトのつり具の部品、運動器具、寝具、医療用具、医療用品、医薬部外品等の販売
- (64) 電動ベッド、床ずれ防止マット、車椅子、運動器具、寝巻等の介護用品のリース
- (65) 移動入浴及び病・医院患者の入浴、食事等の介護の受託業務
- (66) 一般廃棄物及び事業系廃棄物の収集運搬業務
- (67) 一般乗用旅客自動車運送事業
- (68) 駐車場の経営
- (69) 蓄電池に関する施設、設備の開発、設置、施工及び販売
- (70) 蓄電池及び蓄電システムの開発、製造、輸出入及び販売
- (71) 発電及び電気の供給、販売
- (72) 不動産の売買、交換、賃貸及び管理

- (73) 暗号資産の売買、保有、投資及び運用
- (74) 暗号資産をはじめとするデジタル資産関連業務への投資
- (75) データセンターの企画及び運営
- (76) データサーバーシステムの販売、運営及び管理
- (77) 各種コンサルティング
- (78) 前各号に関連又は付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当社の公告は、電子公告により行う。

- ②やむを得ない事由によって電子公告による公告を行なうことができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、27,000,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

(自己株式の取得)

第9条 当社は、取締役会の決議によって市場取引等により、自己株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

②株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

(株式取扱規則)

第11条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

第12条 当社は、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において株主の権利を行使できる株主とする。

②前項の場合のほか、必要がある場合には、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とする。

第3章 株主総会

(招集時期)

第13条 当社の定時株主総会は、各事業年度終了の日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要があるときに随時これを招集する。

(招集者及び議長)

第14条 株主総会は、取締役会長又は取締役社長が招集し、議長となる。

②取締役会長及び取締役社長いずれも事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である

情報について電子提供措置をとる。

- ②当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって決する。

- ②会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもってこれを行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当社の議決権の有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ②前項の場合には、株主又は代理人は、株主総会毎に、代理権を証する書面を提出しなければならない。

(議事録)

第 18 条 株主総会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録する。

第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第 19 条 当社の取締役は 7 名以内とする。

(取締役の選任)

第 20 条 取締役は、株主総会において選任する。

- ②取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う。
- ③取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 21 条 取締役の任期は、その選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選任する。

②代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

③取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集及び議長)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長又は取締役社長がこれを招集し、議長となる。

②取締役会長及び取締役社長いずれも欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集手続)

第 24 条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急に招集の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

②取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議)

第 25 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 26 条 当社は、取締役が取締役会の会議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項につき議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録に同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会の議事録)

第 27 条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録し、議長及び出席した取締役並びに監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規則)

第 28 条 取締役会に関する事項については、法令又は定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(報酬等)

第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によってこれを定める。

(取締役の責任免除)

第 30 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

②当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第 31 条 当会社の監査役は 3 名以内とする。

(監査役の選任)

第 32 条 当会社の監査役は、株主総会において選任する。

②監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う。

(監査役の任期)

第 33 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のも

のに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

- ②任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべきときまでとする。

(常勤の監査役)

第 34 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集)

第 35 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。

ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

- ②監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規則)

第 36 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(報酬等)

第 37 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもってこれを定める。

(監査役の責任免除)

第 38 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- ②当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 39 条 当社の事業年度は、毎年 3 月 1 日から翌年 2 月末日までの 1 年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第 40 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 2 月末日とする。

②前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第 41 条 当会社は、取締役会決議によって、毎年 8 月 31 日を基準日として中間配当をすることができる。

(除斥期間)

第 42 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。